

衆議院 第九十三回国会 予算委員会 議 録 第十八号

平成二十九年三月二十三日(木曜日)

午後二時五十分開議

出席委員

- 委員長 浜田 靖一君
- 理事 石田 真敏君
- 理事 西村 康稔君
- 理事 宮下 一郎君
- 理事 大西 健介君
- 理事 赤羽 一嘉君
- 理事 伊藤 達也君
- 理事 石破 茂君
- 理事 江藤 拓君
- 理事 小倉 將信君
- 理事 奥野 信亮君
- 理事 門 博文君
- 理事 黄川田仁志君
- 理事 佐田玄一郎君
- 理事 根本 匠君
- 理事 野中 厚君
- 理事 野口 洋君
- 理事 八木 哲也君
- 理事 山下 貴司君
- 理事 井坂 信彦君
- 理事 枝野 幸男君
- 理事 緒方林太郎君
- 理事 玉木雄一郎君
- 理事 福島 伸享君
- 理事 伊藤 涉君
- 理事 吉田 宣弘君
- 理事 高橋千鶴子君
- 理事 井上 英孝君
- 理事 下地 幹郎君

- 菅原 一秀君
- 葉梨 康弘君
- 武藤 容治君
- 長妻 昭君
- 石崎 徹君
- 岩屋 毅君
- 衛藤征士郎君
- 大串 正樹君
- 鬼木 誠君
- 神田 憲次君
- 國場幸之助君
- 鈴木 俊一君
- 野田 毅君
- 原田 義昭君
- 星野 剛士君
- 保岡 興治君
- 渡辺 博道君
- 今井 雅人君
- 小川 淳也君
- 後藤 祐一君
- 辻元 清美君
- 前原 誠司君
- 富田 茂之君
- 赤嶺 政賢君
- 宮本 岳志君
- 伊東 信久君

予算委員会専門員 柏 尚志君

委員の異動

三月二十三日

- 三月二十三日
- 江藤 拓君
- 野中 厚君
- 井坂 信彦君
- 國重 徹君
- 真山 祐一君
- 赤嶺 政賢君
- 伊東 信久君
- 同日
- 神田 憲次君
- 八木 哲也君
- 枝野 幸男君
- 富田 茂之君
- 吉田 宣弘君
- 宮本 岳志君
- 下地 幹郎君
- 補欠選任
- 神田 憲次君
- 野中 厚君
- 井坂 信彦君
- 國重 徹君
- 真山 祐一君
- 赤嶺 政賢君
- 伊東 信久君

本日の会議に付した案件

予算の実施状況に関する件(学校法人森友学園 に対する国有地売却等に関する問題)

○浜田委員長 これより会議を開きます。

予算の実施状況に関する件の調査に關し、学校法人森友学園に対する国有地売却等に関する問題 について、籠池康博君より証言を求めるとい

たします。この際、証言を求め前に証人に申し上げてお きます。昭和二十二年法律第二百二十五号、議院にお

る証人の宣誓及び証言等に関する法律によつて、 証人に証言を求め場合には、その前に宣誓をさせ なければならぬことになっております。

宣誓または証言を拒むことのできるものは、ま ず、証人、証人の配偶者、三親等内の血族もしくは 二親等内の姻族または証人とこれらの親族関係が あつた者及び証人の後見人、後見監督人または保 佐人とする者が、刑事訴追を受け、または有罪判 決を受けるおそれのあるときであります。また、 医師、歯科医師、薬剤師、助産師、看護師、弁護 士、弁理士、公証人、宗教の職にある者またはこ れらの職にあつた者は、業務上委託を受けたため 知り得た事実で他人の秘密に關するものについて も、本人が承諾した場合を除き、宣誓または証言 を拒むことができることになっております。

証人が宣誓または証言を拒むときは、その事由 を示さなければならぬことになっております。 証人が正当の理由がなく宣誓または証言を拒 んだときは一年以下の禁錮または十万円以下の罰 金に処せられ、また、宣誓した証人が虚偽の陳述 をしたときは三月以上十年以下の懲役に処せられ ることになっております。

以上のことを御承知おきください。 次に、証人が補佐人に助言を求めることが許さ れる場合について申し上げます。 すなわち、証人は、宣誓及び証言の拒絶に關す る事項に關し、補佐人に助言を求めることができ ることになっております。

助言は、その都度証人が委員長にその旨を申し 立て、その許可が得られた後に認められるもので あります。 なお、補佐人は、みずから発言すること及びみ ずから証人に助言することはできないことになつ ております。

次に、今回の証人喚問に関する理事会の申し合 わせについて申し上げます。

その第一は、資料についてであります。 証人は、証言を行うに際し、資料を用いること は差し支えありませんが、委員長の許可が必要で あります。また、これらの資料は、いずれも当委 員会に提出していただくことになっております。 その第二は、証人がメモをとることについてで あります。尋問の項目程度は結構でございます。

なお、補佐人がメモをとることは構いません。 以上の点を御承知おきください。 この際、お諮りいたします。 証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音につきま しては、議院証言法第五条の七の規定によりまし て、委員長が証人の意見を聞いた上で委員会に諮 り、許可することになっております。証人の意見 は、同意することとあります。

宣誓及び証言中の撮影及び録音について、これ を許可するに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり) ○浜田委員長 御異議なしと認めます。よつて、 そのように決しました。 それでは、法律の定めるところによりまして、 証人に宣誓を求めたいいたします。全員御起 立願います。

(総員起立) ○浜田委員長 それでは、籠池康博君、宣誓書を 朗読してください。 ○籠池証人 宣誓書

良心に従つて、真実を述べ、何事もかくさず、 又、何事もつけ加えないことを誓います 平成二十九年三月二十三日 籠池 康博

○浜田委員長 宣誓書に署名捺印してください。

(証人、宣誓書に署名捺印)

○浜田委員長 御着席を願います。

これより証言を求めるといいたしますが、証人の御発言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問しているときは着席のまま結構でございますが、御発言の際には起立してください。

委員各位に申し上げます。

本日は、申し合わせの時間内で重要な問題について証言を求めますから、不規則発言等、議事の進行を妨げるような言動のないように特に御協力をお願いいたします。

○浜田委員長 これより証人に対して証言を求めます。

まず、私からお尋ねをいたします。

あなたは籠池康博君ですか。

○籠池証人 はい、そうでございます。

○浜田委員長 生年月日、職業をお述べください。

○籠池証人 昭和二十八年二月七日生まれでございます。森友学園の理事長でございます。

○浜田委員長 以上をもちまして私からお尋ねすることは終わりました。

次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。葉梨康弘君。

○葉梨委員 自由民主党・無所属の会の葉梨康弘でございます。

籠池さん、遠くからお疲れさまです。

私も、昭和五十八年に大阪府警の捜査二課で勤めていまして、平成元年から平成三年までは兵庫県警の捜査二課におりまして、あの辺、多少土地勘はあるので、午前中のお話も懐かしくお聞きしておりました。

そこで、籠池さんに質問なんです、午前中、幾つか論点、新しいお話も出ましたので、それを

一つ一つ申し上げておきたいと思えます。

午前中の参議院の質疑の中で、民進党議員の方からの質問でした、昭恵夫人に一回だけお願いをしたことがありますということをお話しました。午前中のお話では、平成二十七年の十月ごろに、昭恵夫人の携帯に籠池さんが電話をされて、留守電に入れておいたということですが、これについて返信はありましたか。

○籠池証人 返信の方はございません。

今のことについて、参議院でお話しさせていただきましたこと、昭恵夫人が当学園の名誉校長になられる前のごとでございます。それだけお伝えいたしました。

○葉梨委員 昭恵夫人が名誉校長になられたのは平成二十七年の九月で間違いございませんね。

○籠池証人 そのとおりでございます。

○葉梨委員 平成二十七年の九月に名誉校長になられて、その後、昭恵夫人付の職員にあなたは手紙を書かれたことありますか。

○籠池証人 今の時系列の間違いですが、昭恵夫人が名誉校長になられる前に私は手紙を書いたことはあります。

○葉梨委員 これはその手紙でしょうか。これは籠池さんが書かれたのですか。

○籠池証人 はい。その宛名書きは私の字体ではありませんが、家内の方で書いたものだと思います。

○葉梨委員 後で理事会にもお話ししたいと思えますが、これは平成二十七年の十月の消印がございまして、名譽校長になられてから後ということになりますので、籠池さんのお話は間違いということになります。

そして、その後しばらくしてなんです、手紙を書いてから、職員が役所から聞いた説明をファクスで回答されたということでしたが、それは間違いございませんね。

○籠池証人 はい、それは間違いございません。今私の手元にもございますから、これをごらんにな

なっていたらいいんだと思えます。

ちよつとよろしいでしょうか。(葉梨委員「いや、いいです」と呼ぶ)これ、せつかく……

○浜田委員長 委員会でもたまたそれは、ちよつとめていただいで。まだこれは確認していませんので、理事会の方で、ですから、質疑に。(葉梨委員「あるということがわかりました。提出していただいでみて」と呼ぶ)

○籠池証人 よろしいですか。

○浜田委員長 後ほどまた。

では、今の質疑、いいですか。

○葉梨委員 ファクスで回答が来た。それは、小学校用地を十年の売買予約つき定期借地契約で契約をしたけれども、これが五十年にならないかという内容だったと午前中お話をされましたね。

これが値下げにできないかという相談や工事費の立てかえ払いの相談をしたわけですね。これは確認いたします、午前中も同じお話をしていますから。

○籠池証人 はい、そのとおりでございます。

ただ、議員お示しのその封筒をもう一度私に見せていただかないと、それが私が、私は私の自筆で書いておりますので、それは私の自筆じゃございませんので、それをお伝え申し上げておきます。

○葉梨委員 た、その相談を受けた職員が財務省に確認したところ、全ての法令、行政実務、さらには締結されている契約書などに照らして御希望に沿うことができないという回答がファクスであつたということも間違いありませんね。

○籠池証人 覚えておる限り、それに違いないと思えます。

○葉梨委員 これはいわゆるゼロ回答ということですから、役所の方でそんなくがあつたかどうか、これはちよつとその事実は考えられないと思えます。いずれにしても、あなたはそのファクスを受け取つた。

そして、このファクス以外のもので、何かあなたが受け取つたものはございますか。

○籠池証人 おっしゃっている意味がわかりませんから、もう一度お願いいたします。

○葉梨委員 依頼事項に対する回答ということ、ファクスなり文書なり、あるいは電話などで、あなたが受け取つた、昭恵夫人側から受け取つたということはありませんか。

○籠池証人 手紙をいただく前に秘書の方から連絡をいただきまして、その文書と余り違わないこと御回答を受けておつた記憶がございます。

○葉梨委員 それは電話ですね。再度確認をいたします。

○籠池証人 おっしゃるとおりです。

○葉梨委員 た、今もお話あつたとおり、ファクスでの回答がありました。その中身については御提出もいただけるということですが、こちら側にもございますので、こちらから提出しても構わないんですけれども、その内容以外にはないということでございます。これを一つ、次に進みたいと思えます。

午前中のお話でもございました、安倍晋三小学校、記念小学校、このスタンプ入りの用紙、これをつくって、使つて寄附を募つたという件ですが、その用紙を作成した、あるいはスタンプを作製したその時期はいつですか。

○籠池証人 これは趣旨書と一緒に添付いたしましたものから、その議員おっしゃっていらつしやるような振り込み票だけがひとり歩きするわけではないわけでありませぬ。

したがって、趣旨書をつくりました時期ということでお答え申し上げます。

○葉梨委員 その趣旨書は、いつつくられたんですか。

○籠池証人 趣旨書の方は、当学園がまだ認可を受ける前、もちろん認可申請を受ける前のことでありますので、安倍先生の方がまだ衆議院議員でいらつしやつたときというふう記憶しております。

○葉梨委員 その用紙を趣旨書とともに使用した時期、これは、今お話があつたように、安倍首相

が誕生する前、衆議院議員のときということで、それはどれぐらいの期間使われましたか。

○籠池証人 安倍先生の方で総裁選等々あられまして、やはり一衆議院議員ではなくたという時期、安倍昭恵先生の方から御主人であらうしやる安倍首相の方に、どうですか、安倍晋三記念小学院という名前はどうですかということをして二度、三度とお聞きいただいて、当初はオーケーということでしたが、やはり、後、大きな公職になられたので、御辞退したいということでごさいます。

その期間でありますから、本当に短い、五月月ぐらい、余りの期間でございました。ですから、その趣旨書と振り込み用紙がひとり歩きしたのは、本当に一瞬のときだったというふうに考えております。

○葉梨委員 そういたしますと、平成二十四年の十二月の総選挙で自民党が政権交代をして、安倍首相が第二次安倍内閣を組閣したわけですが、それ以前ということですね。

○籠池証人 おっしゃるとおりです。

○葉梨委員 これは実は、その振り込み書を郵送された方からいただいたものなんです、これは平成二十六年にこの振り込み書が、安倍晋三記念小学校ということで記載されているものが郵送されてきているという事実がございます。

これについて、どうお考えですか。

○籠池証人 その中には趣旨書が入っておりますが。

○葉梨委員 趣旨書なるものは、あの例の平沼先生の顔写真が入った、あのものですか。入っております。

○籠池証人 これは、衆議院議員に在任中、そして総裁になられた後のその時期に、まだ、何とこのことですかね、振り込み用紙が残っておったということがありまして、そのことが、ありましたものを使得おったという時期が少しありました。でも、そういう時期があったということだけお伝えしておきます。

○葉梨委員 二十四年の十二月で安倍総理になりました。それ以前に趣旨書とこの用紙を使われたということなんですけれども、二十六年の半ばの話、春ごろの話なんです、これは、一年以上あります、これも少しの間ということですか。

○籠池証人 私の認識しておりますところではそのように短い期間であったわけですが、その趣旨書とともに、総理・総裁になられて、何とこの期間、お断りになりますまでの間に、少しの間、それが出回っておった時期があったのかもわかりません。

○葉梨委員 籠池さんの盟友なのかどうかわかりませんが、菅野さんですか、明らかにされているところ、二十七年の九月七日、これは事実かどうかはわかりませんが、その百万円の寄附を振り込みをした、郵便局で、それが、ネットでの振り込み票が明らかになっているんですが、世間の方は、紙で、紙テープで隠した方ばかりを見るんですけれども、その裏の方に、やはり安倍晋三記念小学校に刻印をするという記述があるんです。

その振り込み票をあなたは使っているわけですよ、二十七年の九月に。それについては記憶はありますか。

○籠池証人 その振り込み票は修正か何かをかけたおつたんじゃないかと思えます、修正テープとかで。ですから、表面的にはそれは、安倍晋三記念小学校という安倍晋三首相の名前を冠したものであると思っております。

○葉梨委員 振り込み用紙の現物、森友学園が名義欄にボールペンで書かれているが、よく見ると、その上部に修正液と、この部分ですね、それでやはりこちらの百万円ということ、これが、インターネットに載っているものですか、これも、こちらにも安倍晋三さんのスタンプ、これが書かれています。この点について、どう考えますか。

○籠池証人 それは百万円が振り込まれた用紙のことですか。

○葉梨委員 これは順番からして、この振り込みの番号、下桁が八五一、こちらも八五一、同じ百万円ということ、そのところに刻印されているわけ、安倍晋三記念小学校。二十七年九月。

○籠池証人 それは二つ論点があるかと思いますが、その用紙によりまして安倍首相からいただいた百万円を入れたということではあります。もう一つ、二十七年に使われておりましたその口座振りかえ票、それはその日に振り込まれておつたんでしょうけれども、その方の手元に行つたのがいつなのか、ちよつと特定できませんので、わかりかねます。

○葉梨委員 お答えになつていないんですが、先に進みましょう。

いずれにしても、二十六年、二十七年まで安倍晋三記念小学校という刻印がされた振り込み用紙が使われていたということは、いろいろな物証からも明らかであるかと思えます。

これはどれぐらいいたんですか。一瞬とか言つていますが、一年でも二年でも何か一瞬というふうになりそうなんですけれども、どれぐらいいたんですか。

○籠池証人 それはちよつとわかりかねます。記憶に残つておらないので、確認することは申し上げられませんが。

○葉梨委員 幾らぐらい集めたんですか。

○籠池証人 ちよつとそれもわかりかねますが。

○葉梨委員 いずれにしても、少しの間、一瞬というのには籠池さんにとつてみたら一年でも二年でも、そういうことなんです。しかも、二十四年の十二月、総理大臣に安倍総理がなつてからも使われている、そういうことですね。これは明らかに従来の、午前中のお話とは食い違つてくるわけです。

そして、その百万円の寄附のお話です。これは午前中のお話をされたように、百万円を一對一で昭恵さんから受け取つたということとは間違

いありませんか。

○籠池証人 それは間違いございません。

○葉梨委員 このことは、ここで水かけ論をしていてもしょうがないんですが、当時、二人、内閣府、出向している職員が夫人付として行かれていたわけ、その二人は、午前中の西田議員の話にもありますけれども、離れていないというようなお話をしています。その二人に聞けばもう十分明らかになることだろうと思つたので、後でしっかりと二人に私どもの方も確かめさせていた方がいいと思つています。

次に、十萬円の謝礼と菓子箱、これをお渡ししたということも、これも午前中のお話のとおり間違いありませんか。

○籠池証人 先生おっしゃっているのは、何か畳みかけるようで、ちよつと、非常に私に対して失礼な話だと僕は思つておるんですが、お一人で話していらつしやつてね。

まことに申しわけありませんけれども、その秘書の方は、人払いをされて、その現場にはいらつしやいませんでしたので、私と昭恵夫人、二人との間の出来事であつたことはお伝えしておきます。

それと、菓子箱の云々ということでありまして、御講演会が終わられまして、急いで帰られる用事がございましたから、その菓子箱にこちらの方で感謝というお気持ちを添えまして、封筒の中に金子を入れて菓子箱とお渡ししたということでございます。

○葉梨委員 失礼つてことはないと思つておつた、あなたはもうおつたと言つておられるけれども、こちらの方は、おつきの人も含めて、差し上げたことはない。これは人の名譽にかかわることでもあります。それについて、しっかりとこのおつきに聞けばいいじゃないですかということをお聞いていることについて、それを失礼だと言うのは逆

に失礼なことだというふうには私は思つています。メールのやりとり、口どめともとれるメールのやりとりがあつたの奥さんとそれから昭恵さんと

の間であつたというふうに言われました。
このこと、その口どめともれるメールという
のはどういう中身だつたんですか。それだけ
ちよつとお話してください。

○籠池証人 今、その手持ちにありませんから、
きちつとしたことは申し上げられませんので、そ
れはメールを公表いたしましたら、それでわかる
ことだと思います。

○葉梨委員 その点では意見が一致いたしまし
た。メールをしつかり公表していただいて、客観
的にそれがどういふような内容であつたかといふ
ことは白日のもとにさらしていきなさいなといふ
うに思いますが。

ただ、私もちらつとそのメールの内容なるもの
を見せていただいたんですが、どうも、籠池さん
の奥さんの方からたくさんメールが来て
いて、それにちよつと応えているというふうな、
そんな中身じゃないかな。中身までは確認して
ないんですが、誰からどれぐらいの数が来てど
れぐらい返信したか、これぐらいはわかります。と
いうふうに思います。

土地取引の問題、これについて申し上げたいと
思います。
ただ、この件について、私、籠池さん自身をむ
ちやくちや責めるといふつもりも全然ないん
で、キアラ設計、中道組、それと財務局、航空局
の担当者が話し合いを持った、これについての記
録を籠池さんはごらんになったことはあります
か。

○籠池証人 いつの九月四日でしょうか。
○葉梨委員 二十七年の九月四日です。
○籠池証人 どういふものなんでしょうか。どう
いふふうな書類でございましたか。見
ておりませんが、私が今見ておりませんので、先生
がおっしゃっている内容のことがちよつと理解で
きないんですか。

○葉梨委員 見ていないということですね。それ
であれば、これについても、キアラ……籠池証

人「いや、わからない」と呼ぶそれは見ていない
ということですよ。(発言する者あり)

○浜田委員長 静粛に願います。

○葉梨委員 九月四日に財務局で、中道さんと
キアラ設計と財務局の担当者とそれから航空局の
担当者が打ち合わせをした、しかも、森友学園の
土地についての件である、その記録については見
ていないということですよ。いいんですか。

○籠池証人 それは、いつの段階で見ていないと
いうことでしょうか。

○葉梨委員 例えば、じゃ、期間を区切りましよ
う。平成二十八年の三月十四日、新しいごみが出
てきました。それまでの間に見えていますか、見て
いませんか。

○籠池証人 それは見ておりません。

○葉梨委員 この点についても、中道さん、それ
からキアラさん、それから関係者にもしつかり確
認をさせていただきたいというふうに思います。
そして、この土地のデイスカウントの経緯につ
いて、午前中のお話で、えらく安くしてもらつて
ちよつとびびりしたというふうなお話がありま
した。この点については間違ひありませんか。

○籠池証人 私の主観どおりでありますので、そ
のとおりでございます。

○葉梨委員 これは主観ということですから、こ
こでちよつと御説明を籠池さんにもしたいと思
うんですが、そちらに行つていきますよ、資料。
これは、私自身もちよつと、この喚問の場では
あるんですけども、本当にちよつと簡単に申し
上げたいと思うんですが、かなり国の方も、国有
財産といいますが、その管理の方法にも多少問題
があつた面もあるのかなと思つてます。

この伊丹空港周辺の国有地というのは大きく三
つあるんです。一つは森友学園の土地、それから
隣の公園、それから給食センター。
この給食センターですけれども、昭和五十年ぐ
らいに国が購入して、六年間くらい田んぼで放置
されていたんです。そうしたところが、それでそ
の後デニスコートにしたんですが、そこに給食セ

ンターをつくらうということ、二十七年です
か、それを掘り返してみたら、これは籠池さんの
二十八年より前なんですけれども、アスベスト、
コンクリート、これが埋まっている。田んぼからア
スベストやコンクリートが生えてくるはずがない
ですよ。ですから、いろいろな形で投棄が行
われたのかなと思つてますが、その撤去費用
が、従来の田んぼまで削るとなると約二メートル
削らなきゃいけないということで、十四億円ぐら
いかります。

それから、隣の公園を十四億二千万円で豊中市
に売り渡した。かなりこの点についても、八、九
割で二メートルぐらいいまでは二〇%弱ぐらいの産
廃があるというふうな調査もあるようなんですけ
れども、それについては、先々の処理費用は瑕疵
担保責任ありということで、十四億二千万円で売
り渡していただけますよ、豊中市自体は、実は二
千万円しか払つておりません。国の交付金が約十
四億円来ています。

そして、この籠池さんの土地なんですけど、この
公園のところと隣接をしまして、まず九・九
メートル掘つた。九・九メートル全部掘るのを処
分するといふようなことで報道されていますけれ
ども、これは誤りです。くいの部分だけです。あ
とは三・八メートルを掘るといふことで算定をし
た。

どうもこの三・八メートルというのは、業者さ
んとかそれから国交省の方で掘削をして、三・八
メートルぐらいいまでごみがありそうだと。これ
は、昔の池の底が大体それぐらいいだったような
んです。ですから、この費用を、運ぶのに八億円
かかるということ、算定したということ。
ですから、そういった意味では、この三つの土
地を考へてみたときに、では森友学園が一番得し
ているかという、実は必ずしもそうではないとい
うことでもあります。

そこで、どれぐらいい、建物を建てるときに何
メートルぐらいい掘られましたか。わからないん
だつたらわからないでいいです。

○籠池証人 当初、有害物質が出てまいりました
ときは、三メートルもう既に掘つております。そ
の後、くい打ちということでありましたので、く
い打ちをした分、私が説明を受けておる分では
九・八メートルまで掘つたということをお聞い
ております。(葉梨委員「三・八、九・八」と呼ぶ)
九・八まで。

○葉梨委員 グラウンドは掘つていないですね。

○籠池証人 グラウンドの方は掘つておりませ
ん、建物を建てておりませんから。

○葉梨委員 業者さんがボーリングをしたとき
に、グラウンドの方にも相当生活ごみがあるとい
う報告が国土交通省の方に行つていますが、グラ
ウンドはそのままにしたということですね。

○籠池証人 もともとグラウンドは運動場であり
ますので、再度掘る必要性がありません。したが
いまして、そのまま置いておいたということでご
ざいます。

○葉梨委員 グラウンドでも、下に相当ごみが埋
まつている中で、その上で運動させるといふのも
ちよつといかがなかなというふうな気もいた
しますけれども。

ただ、少なくとも、この三つの土地を比べてみ
たときに、森友学園の土地が不当に安く払い下げ
られたということではないといふふうな客観的に
見られます。

ですから、政治の関与があつたといふふうな午
前中おっしゃられましたけれども、籠池さん自身
が誰かの政治家に対して、これを値引きしてくれ
という交渉をされたあるいはお願いをしたとい
うことはありますか。

○籠池証人 当初、一番初めの御質問のときに安
倍首相夫人のことが出てまいりました。私は、政
治家ということについては、念頭にはそんな
にはないんですが、ただ、安倍昭恵夫人も政治家
的な方、何と言つたらいいですかね、政治家の奥
方でございますので、政治的ではあつたかとい
うような感じはいたしております。ちよつと言葉
のニュアンスは違いますが……(葉梨委員「違つ

う。買い取りの値下げについてです」と呼ぶは
い。それについては、純粋な政治家の方の対応は
なかつたというふうに思います。

○葉梨委員 純粋な政治家と言われましたけれど
も、昭恵さんにあつたということですか、それは
裏返して言うと。値引きに関して。

○籠池証人 いや、先ほど谷秘書のことが出まし
たから、そこで財務省の方に多少の動きをかけて
いただいたということではございませんか。

○葉梨委員 この件については、そのファクスの
内容を見れば明らかなんです。そういうような動
くようなものではないということも、これは後日
そのファクスが出てくれば明らかになると思いま
すので、その点はよく理解をしていただきたいと
思います。

ところで、籠池さん、小学校の教員の免許を
持つていらつしやいますか。

○籠池証人 いや、私は持つておりません。

○葉梨委員 大阪府の私学審議会に学校の設立認
可を申請したときに、籠池さん、ほかの教員の
方々の候補者に加えて、籠池さんが経験二十四年
というふうになつていらっしゃるんです。これは、私学審
議会、小学校の設立認可ですから、小学校の経験
年数を書くべきではないですか。

○籠池証人 それは、ちょっと私も認識はしてお
りませんでした。もしそうであれば、私の記入
の仕方が間違つておつたんだろうと思います。

○葉梨委員 いずれにしても、免許を持つていな
い方が小学校の校長先生として申請をする、そし
て、校長先生の経験が三十四年であるという形で
書かれているわけですから、これはちょっと、不
注意とかいふのをちよつと通り越しているのでは
ないのかなというふうに思いますので、その点も
指摘をさせていただきたいというふうに思いま
す。

さて、きよう籠池さんがこちらに来られるとい

うことになりました。その国会でお話をしたいと
いうことを最初におつしやられたのが、三月の十
六日、大阪で四人の国会議員の方々と面談したそ
の後だつたというふうに思います。

そのとき、その四人の国会議員の方々に、現在
の森友学園の窮状、特に、小学校をつくりたいと
いう気持ちには私はよくわかるので、これが本当に
大変なことになつてきているという、それが本当に
られたということは間違いありません。

○籠池証人 私が招きしたというわけではござ
いませんでしたけれども、今の、私学審で認可適
当というものをいただいて、それで国有地を定期
借地しまして、その後購入いたしました。そうし
ますと、その後で建設業者と契約をいたしますの
で、急にはしご段を外されても大変なことになる
わけです。これは大変なことだということになる
とは少しお話ししたことがあります。

○葉梨委員 そのときに、その四人の国会議員の
方々から、籠池さんの学園を応援したいとか、今
後御相談に乗りたいとか、そういうお話、誰かか
らございましたか。

○籠池証人 それは記憶にございません。

○葉梨委員 国会で籠池さんが説明をされるとい
うことについて、何らかの示唆はその四人の国会
議員からありましたか。

○籠池証人 国会で証言をする、このような、何
というんですかね、今の、今私が立つておる立場
ではなくて、もう一つありましたね、参考人です
か、参考人として私は出させてもらつてもいいで
すが、そういうことは申し上げたことはありません。

○葉梨委員 それは籠池さんの側からですか、そ
れとも議員さんの側からのお話でということでは
ないか。どちらから言ひ出されたことでしょうか。

○籠池証人 あうんの呼吸でということではござ
いません。

○葉梨委員 籠池さんから、積極的に籠池さんの
方から言ひ出したいということではなくて、まさに
あうんの呼吸ということ、こちらの方も出てほ
しい、こつちもまあ出てほしいかな、そういうこ

とと解釈してよろしいですか。

○籠池証人 おつしやるとおりです。

○葉梨委員 そのときに、例えば、籠池さん自身
が何らかの捜査対象になつていないか、そういう
お話についての話し合いはありましたか。

○籠池証人 捜査対象の話についてはございませ
ん。

○葉梨委員 大阪府から監査を受ける、この点に
ついて非常に籠池さんが危惧をされているというよ
うなことについての話し合いは行われましたか。

○籠池証人 はつきりとは覚えておりませんが、
身の回りのことを考えますとそのようなことも近
づいてきていますがという話をしたことはありま
す。

○葉梨委員 そのお話については何か反応がござ
いましたか。

○籠池証人 特段ございませんが。

○葉梨委員 それはまさにそんなくということ
で、特に何の反応もなかつたということによろし
いわけですね。

○籠池証人 おつしやるとおりです。

○葉梨委員 では、その点についてはまた、議員
の方もいらつしやるわけですから、関係者がいら
つしやいますので、またしつかりと確認をして
いただいてもいいのかなというふうに思います。

それで、あと、しんぶん赤旗の取材。二〇一六
年の十月、ここで、稲田大臣に表彰のときに会つ
たというふうにご答えていらつしやるという記事
これは後で赤旗は訂正はしたんですが、取材自体
についてはそのように答えられましたか。

○籠池証人 その取材について、ちよつとはつき
りとは私は記憶にないんです。

○浜田委員長 葉梨君、時間が来ておりますの
で。

います。

いづれにしても、昭恵さんに頼んだというこ
と、メールのこと、あるいはその百万円のこと、
あるいは寄附を募つたということについても、ま
だまだほかの関係者に当たれば明らかになる事実
も相当ございますし、本人が、籠池さん自身が本
当のことを答えていらつしやるのかどうかという
ことは、今回の質疑を通じても相当疑念が湧いた
のではないかなというふうに思います。

このことを私からも申し上げておきまして、私
の質疑、質問、喚問を終わらせていただきますと
思います。ありがとうございます。

○浜田委員長 これにて葉梨君の発言は終了いた
しました。

次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。
籠池証人、どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほどの葉梨委員の質問を聞いておりました、
幼稚園の先生としての経験は物すごく長くある、
ただ、小学校教員の免許は持つていらつしやらな
いということでした。

平成二十六年の十月三十一日に大阪府の方に小
学校の設置認可申請をされましたよね。設置認可
申請に当たつて、大阪府の方には、私立の小学校
及び中学校の設置認可等に関する審査基準という
のがございます。A4判の書類で五ページ程度の
ものですが、この審査基準については、申請に当
たつて、籠池証人はよく調査されましたか。

○籠池証人 設置基準ですね、大阪府の。よく拝
読させていただきましたつもりですが。

○富田委員 設置基準の七項目、資産という項
目があります。「資産等」という項目が。そこには
こんなふう書いてあります。

(1)として「校地、校舎その他の施設は、自己所有
であること。」これがまず大原則です。そして、
(2)として「(1)にかかわらず、教育上支障がなく、
かつ、次の基準を満たす場合に限り、借地を校地
及び運動場とすることが出来る。」そして、次の基
準の一番最初の項目、アとして「当該借地の上

に、校舎がないこと。」と書いてあります。この基準は御存じでしたか。

○籠池証人 文章的には知っておりまして。

○富田委員 これはどういうことを意味しているかといいますと、校舎の底地は自己所有でなければならぬ、そういう基準なんですね。

籠池証人の申請は、当初、定期借地だ、将来的には取得を目指しているということでしたので、この基準に合わない形で申請がされて、私学審議会でも議論されていたということになるんですが、そのことについて、今どう思われますか。

○籠池証人 そのことは朝日新聞を拝読しましたときに、あら、そういうことだったのかなというふうな率直な気持ちでした。ですから、もしそのことが断定的にあるのであれば、私学審に申請書は当然出さなかつたでしょうし、このような今の結果にはなっていないかつたんだろうというふうに思っています。

松井知事の方が担当者を処分するというふうに書かれておりましたけれども、処分するだけではないのか。我々が認可適当をいただいて、そして国有財産を取得させていた。だきまして、建設業者を任命して今に至つたわけでありまして、そんなことしなくてもよかつたんじゃないかなというふうにならぬかと思つています。

○富田委員 申請に当たって、先ほど証人は基準はちゃんと知つていたとおつたけれども、今私がこういう解釈ですよと言つたら、わからなかつたということですよ。ああ、ちよつとこれは聞いていません。

こういうことをきちんと知らないで申請されて、私学審議会の方では、二十六年の十二月十八日、答申保留。継続審議にまざるりましたよね。この私学審議会の議事録を精査してみますと、多くの委員から、資金調達や資金繰りに問題があるのではないかと指摘がずっと続いていきます。その上で、では、これは保留にしても一度審議しましよつたことになりまして、二十七年の一月二十七日、条件つきで認可適当となつたわけ

です。

ただ、この審議会の中でも、ある委員からは、認可撤回の可能性もあるんじゃないかという指摘までされていきます。そういうついでで、かなり厳しい状況で私学審議会が条件付きの認可適当にした。この部分で政治家の介入があるんじゃないかという懸念が出ています。

この認可適当に向けて、籠池証人の方でどなたか政治家に依頼したとか、証人御自身が大阪府にいろいろな働きかけをしたということがあります。

○籠池証人 私学審の審議内容は、私はここ三月になつて初めて内容を知つたところでありまして、どのような状況で認可が条件つきになつたのかということも知りませんでした。したがって、私の方が政治家の方を通じていろいろ対応するということはありませんでした。

○富田委員 では、その点は確認させていただきます。

先ほど葉梨委員の方から、工事請負契約書が三通あるというお話がありました。午前中の審議ではその点を問われて、証言をしません、拒否しますというふうな場面もありました。

午前中、証人は、最初の陳述の際に、設計士の指導で三通の契約書を作成したと言われました。この三通の契約書について、三月の十日、大阪府の方は、建設工事を担当した藤原工業の本社で聞き取り調査をして実際の契約金額を確認したという報道がされています。

そして、この調査の後に藤原社長が取材陣の取材に答えて、こういうふうな発言されています。学園側から私学助成の対象になる部分だけで金額を出してほしいと言われ、七億円の契約書をつかれたことになり、こういうふうな藤原社長は言われています。

藤原さんとそういう話し合いをされたんですか。これは刑事訴追を受ける可能性がありますか。

りますので、答弁を控えさせていただきます。

○富田委員 大変残念ですが、この藤原さんの証言を裏づけるような書類を私の手元に届けてくれた方がいらつしやいます。

覚書と書かれて、平成二十七年十二月二十二日付で、森友学園の理事長である籠池証人と、藤原工業社長である藤原さんがそれぞれ署名捺印しています。

どんなことが書いてあるか。もともと、二十七年十二月二十二日締結の瑞穂の国記念小学校新築工事の契約書について、工事請負契約書、請負代金十五億五千五百二十万円が甲と乙の間で合意された工事請負契約の内容であるが、甲が私学助成金を利用するの工事について、別途に私学審議会提出用の工事請負契約、請負代金額七億五千六百

万円を作成するものとし、その趣旨を明らかにするためにこの覚書を作成するとなつています。こういう書類があります。この書類について覚えがありますか。

○籠池証人 恐れ入りますが、刑事訴追のおそれがありますので、答弁は差し控えてさせていただきます。

○富田委員 この工事会社の方から、工事代金、もともと廃材を出すときの請負代金も受け取つていないし、予定の代金が入つてこないということ、大阪地裁に仮差しの申請がされました。今月の十五日に仮差しの決定が出ていますが、それは御存じですか。

○籠池証人 はい、それは新聞で知りました。

○富田委員 新聞で知つたつて、十五日に三億円の支払いの期日が来ていたんじゃないんですか、それはどうですか。

○籠池証人 支払いの期日というのは、竣工したときが期日でありまして、十五日であつたかどうかというのは、ちよつと確認、今できません。

○富田委員 大阪地裁が仮差し決定を出しているんですから、申請者の言い分を聞いて出しているんですよね。間違いないと思ひますので、後ほど御確認をいただきたいというふうな思ひます。

次に、国土交通省のサステナブル建築物等先導事業に係る補助金申請をするに至つた経緯についてお尋ねします。

この申請の手續を行ったのはどなたですか。

○籠池証人 京都のキアラ設計事務所というところですね。

○富田委員 申請の際に実施設計書等が必要になると思ふんですが、その書類はどなたがつくられましたか。

○籠池証人 同じ業者がつくりました。

○富田委員 この実施設計書の中に二十三億八千万円という数字が出てくるわけですね。この数字はどういうふうにして決まつていったんですか。

○籠池証人 恐れ入りますが、刑事訴追を受けるおそれがあるので、お答えできないということでございます。

○富田委員 刑事訴追だけですね。この二十三億八千万の数字は、このサステナブル補助金は補助率上限、工事代金の三・七五％というふうな上限があります。この上限を含めて、この二十三億八千万にしなないと籠池証人の方で予定している金額が受け取れなくなつたというふうなことで、はじき出したのではありませんか。

○籠池証人 それは、実施設計をしましたキアラ設計の方にお聞きいただきたいと思ひます。

○富田委員 では、籠池証人はキアラ設計の担当者には自分からは言つていないということですね。それでよろしいですか。

○籠池証人 その金額については私は申し上げておりません。

○富田委員 国土交通省は、三月二十一日、補助金の交付決定を取り消し、交付済みの約五千六百四十万円を今月三十日まで返還するよう求めております。森友学園の方でこの返還はできるんですか。

○籠池証人 するように努力します。

○富田委員 ぜひ努力していただきたいというふうな思ひます。

先ほど葉梨委員の方からも御質問がありましたけれども、籠池証人が、国土交通省の、理財局に直接行かれた経緯について何点か確認をさせていただきますというふうにあります。

二十八年度の三月十一日に、くい打ち工事を行う過程において新たな地下埋蔵物が発見されました。そして、三月十四日に、近畿財務局、大阪航空局及び現場関係者が現地確認を実施されました。

その上で、籠池証人の方で鴻池参議院議員の事務所、理財局の方、本省に行きたいのでアポをお願いしたところ、断られたと午前中証言されておりました。それで間違いありません。

○籠池証人 はい、そのとおりです。

○富田委員 葉梨議員の話の中で、鴻池事務所のアポをとった際のいろいろなやりとりのことを聞かれましたが、その際、鴻池事務所とはどんなやりとりをされましたか。

○籠池証人 明確には覚えていませんが、日用品、日用品じゃなくごみが出てまいりましたので、大変なことになっておりました。私が財務省に行つてかけ合いたいと思つたので、その相手を先を覚えていた方がいいという旨のことだつたと思つた。

○富田委員 鴻池事務所はそのアポよりも断られたと先ほど来証言されていますが、どのようにして財務省本省の理財局とアポをとられたんでしょうか。

○籠池証人 近畿財務局の担当者に談判をいたしました、このような状況になつたのは考えられないので、教えてくださいというふうに伝えました。

○富田委員 理財局の審査室長の電話先を聞いて、御自分でアポをとられたんですか。

○籠池証人 取りました。

○富田委員 本省の方に行かれて、どのようなお話をされましたか。

○籠池証人 覚えてる限りでは、定期借地のときの契約の中身の中で日用ごみがあるということ

は一切書かれておりませんでしたから、これは契約違反であるし、まさに賠償ものである、でもっとこれをどのようにするかを考えてほしいと。しかも、これは定期借地をしておりまして、定期借地料を軽減するか、何かの措置が考えられませんかということでした。

○富田委員 籠池証人の方からそういう申し入れに對して、理財局の審査室長の方はどういう回答をされたんでしょうか。

○籠池証人 それは、回答はありませんでした。私の陳情を聞いてもらったというだけのことでした。

○富田委員 陳情を聞いてもらつて回答なしで、御地元に戻られて、今度、近畿財務局と御自分で交渉されたんですか。

○籠池証人 そのときには代理人がおりましたので、代理人にお任せしまして近畿財務局との対応をしようようにしました。

○富田委員 それは代理人の弁護士さんの方に交渉してもらつて、後でその結果を聞くという形になられたわけですね。それで、どうになりました。弁護士さんの方で交渉していただいて、結果としてどうなつたんですか。籠池証人が、冗談じゃない、日用品とかが入つていて、定期借地料をまけるとかいろいろな対応があるんじゃないかという申し入れをしたわけですね。それに対しての、弁護士さんが交渉した結果はどうなつたんですか。

○籠池証人 代理人が交渉してもらつたその内容というのは私もちょっとわかりませんが、物事については、結果としては、一億三千万何がしの金額で土地を購入させてもらうという方向に決まつたということです。

○富田委員 それは最終結果として、ごみの撤去費用を減額して今の数字になつたというふうにお伺いしていいですか。

○籠池証人 はい、結果としてはそうです。

○富田委員 その間に政治家が何か関与したという

ことはございませぬか。

○籠池証人 それはちよつと、私はわかりませぬ。ですから、参議院のときにも申し上げましたけれども、私の方では国として行政の中でどのようなことがあつたのかということにはわからないので、それを究明していただきたいというふうに申し上げました。

○富田委員 きよう、参議院の予算委員会、民進党の福山議員からこのように質問されました。百万円も十百万円も、総理も夫人も否定しており、わからないが、なぜ今になって公にされたのかという福山さんの問いかけに對して籠池証人は、二月八日以来、財務局や国の方向を見ていたが、政府がうまく対応してくれればいいと思つていただけども、そうではなくて、二月二十三日のテレビ中継では、総理が籠池氏はしつこいとまで言つた、こういういろいろな経過の中で、やはりこういう事実を明らかにして、国民の皆さんにも申しわけないから明らかにしたんだというふうに午前中証言されましたが、それで間違いありませんか。

○籠池証人 はい。何か私が非常に悪いことをしておつたというふうな状況に、世論というのかマスコミがそのようにしむけておりましたので、これは何か別、そうじゃないんじゃないかというふうに思い至りました。そして、何かあることであれば、そのことはきちつと究明しておかないと国民の方に対して申しわけないんじゃないかなというふうに思いました。

○富田委員 籠池証人は、三月十日、記者会見されましたよね。記者会見の中で、私は国会の方から何も口ききもしていただいておりません、安倍首相の方からも何もしていただいておりません、安倍さん、安倍昭恵夫人の方から何かしていただいておたことはありません、当学園の方で講演をしていただいた、これは大切な精神的な財産です、子供にとつてもほんまもんの教育という一つの中に入つてくると思つた、こういうふうに言われたんです。

二月以来ずっとそういうことがあつて、総理がテレビ中継で御自分のことをしつこいと言つたと。それでしたら、なぜこの三月十日の記者会見のときにこの百万とか十百万という事実を公にしなかつたんですか。

○籠池証人 私ほもとと保守の考え方を持つております。したがって、天皇日本という考え方で今まで生きてきましたし、いろいろな運動もしましたし、教育上のももさせていたが、この三月十日までの状況を全て鳥瞰図的に見ていきますと、これはどうもまずいんじゃないかなというふうに思つてきたわけでありませぬ。

私が支持しておりました保守の政党の方も、いわゆる私に何かしてくれなかつたかという問題ではなく、このままでいきますと、憲法改正も当然でないでしようし、そしていろいろな施策も前に進んでいかないと。国民の一人である私がもしかしらだまされていたのではないかなというふうな思いに至りましたので、そのように対応しました。

○富田委員 ちよつと、私の質問をよく聞いていただきたいんですが、二月以来いろいろなことがあつて、そういう今証人が言われたような思いになつたと。それでしたら、三月十日のときにも明らかにできたはずなんです、どう考えたら、それが、十日の日にはそう言わない、総理や昭恵夫人に感謝していると言いながら、十六日に参議院の予算委員会が現地視察した際に籠池証人が突然その話をされたわけですね。これは、十日から十六日の間に何かがあつたとか考えられない。何かあつたのか。

一番私はキーンになるのは、先ほどお話しした、三月十五日の藤原工業からの仮差し命令が決定した、大阪地裁から命令が出た。森友学園の資産が全部仮差しになった。籠池証人にしてみたら、これはとんでもない、自分だけが犠牲になつていいのかという思いで総理や昭恵夫人のことを突然言い出されたんじゃないんですか。どうですか。

○籠池証人 全く違います。

十五日に仮差しがあったということを、私は本
当にきのうまで知りませんでしたから、そして、
よく考えていただきますと、私は、記者会見をす
る前日、あの校舎のところに大阪府の担当者と一
緒に、視察を受けましてね、その校舎の中も見て
もらう、そしてそこで私の方の話してもらおうと
いうことで、そこで待つておったんですが、大阪
府の担当者の方がすすつと帰ってしましまして、
視察も何もなかったわけですよ。ですから、ここで
私は、ああ、何か変なことが起こっているなと。
何かとんでもないことが起こっているんじゃない
かなというふうに思ってたわけですよ、あの大阪府と
の絡みの中で。

そうすると、その次の日に私は取り下げをいた
しました。一日で取り下げをしたわけですよ。それ
までは一生懸命、これを認可にせないかぬという
ふうに努力をし、走ってきたわけですよ。ですから、
議員おっしゃっているように、この一週間の
中でとか十日間の中でというのは、スペインは僕は
長いと思います。一日で私が結論を出さないと
いけなかったという事情も察察していただきたいと
思います。

○富田委員 最後に一点だけ確認させていた
たいんですが、あなたの義父である森友先生が、
一九八七年ですかね、ポートタウン保育園とい
うのを設立されて、そのときに、寄附を一億三千万
集めることを条件に認可されたけれども、寄附が
集まらずに借金をして、その借金を年々の措置費
で埋めていたということがありましたよね。これ
がいろいろ後で問題になったと思うんですが、こ
こに、あなたが今回小学校をつくらうと思つたけ
れども、資金が足りないけれども、こういういろ
いろな寄附金を、補助金を集めればできる、そう
いう源流がこのときにあつたんじゃないんです
か。最後にお答えください。

○籠池証人 義父のことをちよつと余りこの公開
の場でおっしゃつていただくのは、国会議員とい
えども失礼に当たらないかと思つており
ます。

私のこのことと先代の話とは別のものでありま
すので、きちつと分けていただきたいと思つてい
ます。

○富田委員 終わります。
○浜田委員長 これにて富田君の発言は終了いた
しました。

次に、枝野幸男君。
○枝野委員 民進党からお尋ねをいたします。
きょうは、おいでいただいたてありがとうございます
です。

谷查恵子さんという方からファクスが来ていた
と。午前中の御発言の後、調べましたけれども、
確かに、経済産業省から内閣官房総務官室とい
うところに出向されていた谷查恵子さんという方が
いらつしやいますが、午前中お話しされている
方は、この方という認識でよろしいでしょうか。

○籠池証人 はい。経済産業省からお越しになつ
ていらつしやるといふことは聞いたことがありま
す。

○枝野委員 それから、今問題になつて送ら
れていたとするファクスが、昼、午後一番のワイ
ドショーか何かでテレビに流れているんですけど
ども、それから、参議院には出していただけると
いうことを参議院の審議の中で言つていただけ
ておりますが、院が違うものですか、衆議院にも
お出しただきたいと思つていますが、この谷查恵子
さんから出されたといふファクスを衆議院にお
出しただけですか。

○籠池証人 はい、どうぞ。いつでもどうぞ。

○枝野委員 午前中はお手元になつたさうであ
りますが、午後はお持ちいただいたと思つていま
すし、午前中注目されましたので、中身を確認さ
れているらうと思つております。私も、昼に某テレビ
局がなぜかお持ちになつておられるものが報道され
ていたのを仲間、同僚議員が見つけてくれば、
それがありませんが、ここを見ますと、財務省本省
に問い合わせをしたという記述がありますが、問
違ひないでしょうか。

○籠池証人 ここに私はこれを持っております

が、時間がかかつてしまい申しわけございません
が、財務省本省に問い合わせ、国有財産審理室長
から回答を得ましたということをお願いいたして
おります。大変恐縮ながら、国側の事情もあり、現
状では御希望に沿うことはできないようございま
すが、引き続き、当方としても見守つてまいり
たいと思つております。何かございましたら御教示
ください。本件は昭恵夫人にも既に御報告させて
いただいておりますこととありまして、ここ
には、その電話番号とそしてファクスもいただ
いております。

そして、この十年の定借の是非、五十年定借
への変更の可能性、土壤汚染や埋設物の撤去期間
に関する資料の扱い、そして四番が工事費の立
てかえ払いの予算化についてというふうなことも書
いていただいております。一般的には工事終了時に
精算払いが基本であるが、学校法人森友学園と国
土交通省航空局との調整に当たり、予算措置が
つき次第返金する旨の了解であつたと承知してい
る、平成二十七年年度での措置ができなかつた
ため、平成二十八年度での予算措置を行う方向で
調整中というふうなものをいただいております。

○枝野委員 確認ですが、今のファクスは平成二
十七年、二〇一五年の十一月ですかね、いつ受け
取つておりますでしょうか。

○籠池証人 十一月の十五日でございます。

○枝野委員 先ほど、葉梨委員からのやりとりの
ところでちよつとよくわからなかつたんですが、
このファクスのもとになる問い合わせなのか何
かというか、これはいつの誰に対しての答えなん
でしょうか。いつ誰に対して籠池さんが問い合わせ
なりお願いなりしたことに対する答えなんでは
うか。

○籠池証人 私の方が安倍昭恵夫人の方に電話を
いたしまして、海外出張に行かれておつたんだら
うと思つて、すぐに地元秘書の谷さんに連
絡をかけられて、谷さんいわく急いでいらつし
やるので、私の方に谷さんから連絡が
あつたということでございます。

○枝野委員 確認、大事なところなんです
が、このファクスは谷さんに対して何かお願い
をしたり御相談をしたりしたことに対する答えで
はなく、安倍昭恵さんに対してお願いをしたこ
と、それが谷さんに振られて、そして谷さん
から回答があつた、こういう御認識ということ
ですね。

○籠池証人 おつしやるとあります。

○枝野委員 にわかには信じがたくて、まさに安倍
昭恵さんが、御本人が直接行動してないけれど
も自分が頼まれたことについて公務員の方にお願
いをして、今のような回答が来るような動きを
されたということですので、安倍総理が従来お
つしやつていたことと全然違う、本当に重い御発言
なんです。

念のため繰り返しますけれども、きょうあなた
の御証言は議院証言法で、事実と違つてあつ
たら偽証罪に問われます。それから、もしこの
ファクスが偽造されたものであつたり変造され
たものであつたりしたらこれも罪に問われます。問
違ひないものですね。

○籠池証人 間違ひありません。

○枝野委員 この谷查恵子さんという方は、例
え、安倍昭恵さんは何度か幼稚園にいられていま
すね、安倍昭恵さんと直接、何時ごろお着きにな
りますかとかそういうやりとりをしていらん
で、それとも谷さんなどを通じてやりとりされて
いたんですか。

○籠池証人 お越しになるときは、直接御連絡も
させていたいただいたことはありますが、当時の秘書
の谷さんとも連絡をいたしました。

○枝野委員 先ほど自民党の方から、谷さん
初めとして同行の皆さんとかそれから昭恵さん御
本人がおつしやつておられることが、後の百万円の話
のところですね、籠池さんも違つておられることにな
りましたので、籠池さんはきょう間違つたことを
言つたら偽証になるという証人としておいでいた
らうと思つておられるんですが、今のところ公開の場
で、そうした皆さんの意見、やはり公開の場で参

考人なり証人なりという形で聞いていた、だかないとアンフェアだと思ふんですが、どう思います。

○籠池証人 おっしゃるとおりだと思います。

○枝野委員 さて、それで一番美本筋のところの土地の代金が八億円下がった話に行きたいんですけど、平成二十八年、二〇一六年、昨年三月ごろに深いところの新しい大量のこみが見つかつたということ、近畿財務局に対して報告しているんですが、籠池さん御自身は誰からどういふうにその報告を聞いたんですか。御自身が別に掘っているわけじゃないんですか。

○籠池証人 ちよとど、毎週一回、定例の打合せがありましたから、その打ち合わせ会場に参りましたときに皆が、皆というか工事業者が騒然とした顔をしておりまして、その中で工事業者の方から語られました。

○枝野委員 それで、籠池さん御本人から財務局に対して、こんなことになつたということ、報告したんですか。

○籠池証人 私の方が報告させていただく前に既に、工事業者の方から財務局、設計士の方からも財務局の方に連絡をしておつたというふう聞いています。

○枝野委員 それで、こんなものが出たんだから値下げをしてくれという話になつたわけですね。この値下げをしてくれという話は籠池さんから財務局にしたんですか。

○籠池証人 そのときはまだ定期借地の状況でございまして、私の念頭にありましたのは、こういうものが出てくるとまず工事がおくられてしまうということでありました。工事がおくられると、もう既にさきの三メートルの有害物質を取りましたときに一年間工事がずれて、一年開校がずれておりましたから、これはえらいこつちやと思つて、じゃ、このまま国の方に任せておくとまた予算化をするということ、一年ずれるなということがありました。

○籠池証人 初めは定期借地料を安くしてもらおうかなというふうな気持ちであつたんですけど、途中から、こういうものがたくさん出ると、やはり我々の方で実際的に購入させていた方がよいというふうな考え方に至りました。

○枝野委員 今の考えが変わつたのは御自身で考えたんですか、誰かから助言があつたんですか。

○籠池証人 当時の代理人そして設計士並びに工事業者との話の中になりました。

○枝野委員 代理人というのは酒井康生弁護士ということでしょうか。

○籠池証人 はい、そのとおりです。

○枝野委員 酒井弁護士は、いつから籠池さんの弁護士、弁護人をするようになったんですか。

○籠池証人 三月の中旬、十五日、十六日、その辺だつたと思います。

○枝野委員 それは、こみが見つかつたことがきつかけなんですか。どういうきつかけなんですか。

○籠池証人 先生おっしゃるとおり、こみが出てきたということが一番大きな選任の理由になりました。

○枝野委員 最初に、参議院で冒頭の十分のところだつたかと思いますが、中道組の紹介というふうにおっしゃつたと思うんですが、もともと知り合いということではなくて、中道組さんが御紹介をくださった、こういうことよろしいんですか。

○籠池証人 さきに有害物質を掘り出してもらいましたのが中道組でありまして、その中道組の担当でありました方から御紹介を受けたということでありました。

○枝野委員 こみが発見されたとき、つまり酒井弁護士が代理人につかれたときというのは、中道組は何か契約関係があつたんですか、あるいは工事をしていたんですか。

○籠池証人 中道さんの方はもう既に十一月で有害物質を取つておりましたので、直接の関係はもうございませんでした。

○枝野委員 直接の関係もないのに、中道組さんに弁護士を紹介してくれとお願ひしたんですか。

○籠池証人 中道組さんは我々の工事について手を挙げていらつしやいまして、入札に参加したいというふうな御意向であつたというふうな記憶しております。

○枝野委員 それは、建物を建てる、校舎の建築についての入札ですか。

○籠池証人 はい、そのとおりです。

○枝野委員 それで、この酒井弁護士がつかれて、酒井弁護士に、先ほどの御答弁だと、今回は財務局などと、売ってくれ、売っちゃつてくれ、値下げをしてくれ、こういう交渉はお任せをしていたという発言があつたんですが、本当にそうなんですか。

○籠池証人 酒井弁護士はどちらかといいますと建築というものが非常に専門でありましたもので、私の方は素人でございますのでお任せをしておつたことでもあります。

○枝野委員 何か、それまでは弁護士さんもつかずに役所とのやりとりを直接やられていたかのようによに受けとめるんですが、まさにこのとき初めて弁護士さん、代理人を通しての交渉になつたという理解でいいですね。

○籠池証人 はい。非常に重要な局面に入つてきましたので、ここは我々の学園の力だけでは難しかろうというふうに思ひましたので、優秀な方をここに注入させてもらおうというふうな思つたわけです。

○枝野委員 酒井代理人がついて以降、財務局とかとの交渉は同席をされたりとかしたんですか、あるいはどの程度の頻度で報告を受けていたんですか。

○籠池証人 近畿財務局との話し合いに私も出席したことはありますが、その後は代理人の方で主導権を握つて対応していただいたということでありました。

○枝野委員 こんなに安くなつてびっくりしたという趣旨のことをおっしゃつておられるんですが、どうして安くなつたかということについて酒井弁護士から報告を受けていないんですか。

○籠池証人 要は、地中の方に生活こみが大量にある、そして結果として軟弱地盤でもあつたので一億三千万になつたということでありました。そういうことですね。お国の方が決めることですので、私はそれで受けさせていた、いただいたということですね。

○枝野委員 では、下がつた理由は籠池さん自身は知らない、酒井弁護士に聞いてもらわないとわからない、こういう理解でいいですか。

○籠池証人 中に生活こみとかがありまして、そして今も申し上げましたように軟弱地盤であるということがわかつておりましたから、大体の大ざっぱな意味合いはわかりましたけれども、それが具体的な数字としては私はわかりかねておりますので。

○枝野委員 実は、この事件の発端は、八億円値下げをしてもらつて非常に安い値段になつた、その安い値段について、土地の売却価格を財務省が非公表としていた、おかしじやないか、公表しろというところからある意味スタートしているんですが、財務省は森友学園側から非公表にしてくれと言つていたというふうな言つておられるんですが、そういうことよろしいですか。

○籠池証人 私は国有地の売買というのは初めてでございまして、それが公表する非公表するということに余り、よくわかりませんでした。ですから、電話で連絡をもらいましたときに、まあ、どちらでもいいんじゃないのかというふうな、まあ、それだつたら非公表にしてもらつたらええんじゃないのかなというぐらいの程度でありました。

○枝野委員 今の電話は誰との電話ですか。

○籠池証人 近畿財務局の担当者でございませんでした。

○枝野委員 ここは酒井弁護士じゃないんですか。

○籠池証人 この部分は私に連絡がかかつてきましたものから。

○枝野委員 小学校の設立申請を急に取り下げら

れました。何があつたんですか。

○籠池証人 先ほどの先生の質問にも答えもいたしたんですけれども、一生懸命までやってきました。そして、二月の二十三日、安倍首相が、つこい人だという発言を私にされたんですが、その辺から、その次に、後で伝聞するところによりますと財務省はいろいろの資料を全て消却したということ聞いておりますが、そのとき知りませんでしたけれども、どうもその辺あたりから、どうも風向きが変やなと。

そして、十日間ちよつと身を隠してほしいというふうな発言が弁護士を通してありましたもので、それから、そのように従っておりましたところ、どんどんどんどん学園に対する風向きがひどくなつてまいりまして、何だつたんだと。それだつたら、私の方はすぐに反論をして、ツイッターでも出して違ひますよということ言えばよかつたんですが、そのままずっと沈黙をいたしておりました。

そうするとどんどん悪化してまいりまして、籠池の人間像も、どうも悪いやつやというふうな方向でレッテルを張られてくる。そうしまして、これは大阪府の担当行政課の方も当初、三月の三日ぐらいまでは通しますよ、四日までは通しますよと通しておりましたのが、いつの間にか、いや、これはなかなか難しい、難しい、難しいというふうな方向になってきました、課長が同席の实地視察のときに私どもの家内の方が写真をかざしたとか、かざしてないとか、そしておまえらとか言ったとかいう、とんでもない暴言が記者会見の中で出てくる。

ということ、公権力というものが我々学園に対して、また私に対して、何というんですかね、人権的な圧力をかけてきたんだというふうには思つたわけです。これはこれ以上やつていつているとんでもないことになるなというふうな思つておつたやさきに、弁護士の方からこれは取り下げた方がよろしいというふうなアドバイスをいただいたということがあります。

今から考えますと、そのアドバイスというのは本当に我々の立場に立つてのアドバイスだったのか、それとも公権力の方に沿つた意見を出しておつたのか、その辺はちよつとわからないので、どうぞお調べいただきたいというふうに思つていいます。

○枝野委員 アドバイス、もう取り下げた方がいいと。取り下げた方がいい、どうしてということは何か専門家として、こうだから取り下げた方がいいとかということはあるんですか。

○籠池証人 今の状況で考えると、どうもこれは私学審議会でも答申はおりないということ、大阪府との調整も代理人が中心にやつてくれておりましたから、私も、その担当課の方から直接電話をもらうことなく担当弁護士がやつておりましたもので、そのニュアンスはどうもつかみかねておりましたので、その方の御意見を聞いたということでありませう。

ただ、そのときの御意見を聞いてしまったがゆえに、本来は大阪府に対する賠償請求は今我々が取り下げましたからなかなかできなくなつておりますので、国の方の財産である土地も返すことになりまして、その上に建てておられます建物も全て立て潰してというふうなことになるので、これは利益相反行為になつておるんじゃないかなと私は今思つております。

○枝野委員 取り下げた方がいいよとアドバイスをされて、実際に取り下げをされたら直後に酒井弁護士がやめられてるんですが、どういう理由でやめたんですか。

○籠池証人 内容の理由はマスコミによく出るからと。取材を受け過ぎるからとかいうふうなことが理由でありました。ただ、それによつて自分の描いている絵が描けないということだつたというふうな思ひます。

○枝野委員 十日ぐらい隠れていてという話は言いが食ひ違つてゐるわけですよ。証人は、佐川局長の下にいる嶋田賢和課長補佐でいいんですかね、嶋田さんから酒井弁護士を通じて十日ほど隠

れていてという趣旨の話を受けたとおっしゃつています。ところが、酒井弁護士はそんな話はないとおっしゃつておられます。

事実がどちらかはわかりませんが、酒井弁護士に対して、酒井弁護士と証人とが話をされたことというの、酒井弁護士としては守秘義務がかかつていその守秘義務を解いてくれる理由がなければ酒井士がべらべらしやべつちやいけないうことになつていの中身なんです、籠池さんの方から佐川局長なり嶋田課長補佐との間のやりとりを外に向かつて公表することの承認はされていませんか。

○籠池証人 私が酒井弁護士に対して許可しているかということごさいませう。許可をされているというよりも、今は担当弁護士ではありませんので、それは聞いていただいたらいいんじゃないかなと思います。

○枝野委員 私も弁護士なので、弁護士の仕事を国会議員でしてなくても五年に一遍ちゃんと倫理研修を受けないと資格を失うので、倫理研修を受けているんですよ。

弁護士の守秘義務は結構重くて、自分が代理人をおいても代理人をやつていた間に知つたことについてはよほどの事情がないと外にしゃべつちゃいけないことになつていんですけど、この酒井さんという弁護士はやめた途端に、しかも御本人の言つていふことと食い違つたことをおっしゃつているといふのはどうも不思議で仕方がないんですが、どう思われます。

○籠池証人 私が取り下げの記者会見をいたしましたときも、本来であれば弁護士が横について記者会見するものだろうと思ひながら、そしてその前日の大阪府庁が来られましたときも一緒にいていくということだつたように思ひますが、一緒に来られなかつた。

その一つの原因になっております、何というんですか、契約書を持ってきなさいと、大阪府庁が原本をとつたおっしゃつていたようですけども、私は原本をというのを聞いておりませ

んでしたから、そういうふうな、どうもよくわからないことが、自分の、何というんですかね、当然身を出して弁護せないかぬ人間に対して、自分が身を守つていくような形になつておつたんじゃないかなというふうには思つていませう。

○枝野委員 証人喚問のところ、提起していいのかわかりませんが、一番国民の皆様が御関心を持つてゐる八億円の値引きの経緯は御本人以上に酒井弁護士が御存じだし、おやめになつて、なおかつそこで御発言されていることが御本人の発言と食い違つてゐる、しかも結構大事なポイントですので、ぜひ酒井弁護士も参考人として、こちらできちつとお話を伺わないと何が本当のことかわからないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○浜田委員長 理事会で協議します。

○枝野委員 次に、小学校の認可、大阪府との関係の話に移りたいと思ひますが、亡くなられた畠さんという府会議員さんには、いつごろからどのようなことをお願ひしていただんしょうか。例えば二〇一一年、平成二十三年に基準自体を緩めてくださいというお願ひをしていらつしやるんですが、そのころあるいはその前から府議との間では何かお願ひをしていただんしょうか。

○籠池証人 設置基準の緩和の時期には、畠成章先生の動きは全くございません。

○枝野委員 では、いつごろからですか。

○籠池証人 畠成章先生が大阪府議会議員をおりられまして在野の方になりましたからですから、私の思いをいろいろ御相談申し上げて、いろいろ御意見をいただいておつたとき、ですから平成の二十四、三、そのぐらい、もつと前か。ちよつとその辺がはつきりとしたおつておられます。

○枝野委員 私学の設置基準の緩和を要望したのは平成二十三年かな、二十四年に緩和がされていゝるんです。例の問題になつてゐる豊中市の土地について、売りに出されたのは平成二十五年なんです。土地が売りに出されるような話の前ですか、後ですか。

○籠池証人 小学校をつくりたいというふうな気持ちには申し上げておりました。具体的に動き出しましたのは平成の、今先生おっしゃっていただきました豊中市の土地が見つかって、その後、私どもと定期借地をさせてもらった、そのぐらいからだったと思います。

○枝野委員 皇府議にはどういふことを期待し、どういふことをお願いしていただいましょうか。

○籠池証人 皇先生は非常にすばらしい方でございまして、なかなかの人物でございましたので、教育というものについて、私どもの建学の精神から先代のごも御存じでしたので、私としましては、私どもの教育の方向性も認識されておりまして、全てこの先生にはお話をしてお協力いただけたらなというふうな感じで動いておりました。

○枝野委員 具体的にはどういふことをしていただけると期待していただいましょうか。

○籠池証人 もちろん、行政府の高級役人に対しての言葉がけ、そして同僚議員に対する言葉がけ、なおかつ大阪府の松井知事に対する言葉がけ、その辺でございまして。

○枝野委員 だけれども、もう引退されていたわけ、そんなに力がおありだったんですね。

○籠池証人 維新の党が大阪でできましたときの大阪府議会議長でございまして、維新の党にとっても非常に重要な立場の方だったというふうなふうに思います。

○枝野委員 具体的にどういふ動きをしてください、誰に声をかけてくれたとかという報告は受けていたんですか。

○籠池証人 連絡で、時々はいただいておりました。こんなこと言うといたで、こんなこと言うといいたよということは言っていた、いただきました、あなたをやっていることはすばらしいこと、ちやから大いにやっただ方がええよということもおっしゃっていただきまして、いろいろ精神的な力添えもいただきました。

○枝野委員 こういふところに声をかけておいた

という話を、大阪府の役人以外でこんなところに声をかけておいたという話について、何か記憶に残っている方はありますか。

○籠池証人 もともと自由民主党の議員でありました維新の党の議員の方にはお声がけをさせていただいておったというふうな記憶しております。

○枝野委員 議員というものは国会議員ですか、府会議員ということですか。

○籠池証人 当時はまだ維新の党は国会にはなかったと思えますので、府会議員でございまして。

○枝野委員 午前中だったですか、声をかけた、相談をかけた政治家の中に、東徹さんという方、これは維新の党の参議院議員ということでしょうか、現在の。

○籠池証人 そうでございまして。

○枝野委員 この方はいいつごろから、どういふことの声をかけていらつしやったんですか。

○籠池証人 この方は住之江区選出の元大阪府会議員でいらつしやつて、それから維新の党、もともと自民党ですが、それが維新の党に移られて、それから参議院議員になられたということでありまして、私とはじつとこんでございまして。したがって、規制緩和のときにどうぞお願いいたしますというふうな申し上げてきておったところあります。

○枝野委員 規制緩和というのは、大阪府の私学設置基準を緩和するということですか、その後の土地の取得とかそれから私学の認可とか、そのあたりのところの話は御相談されていらないんですか。

○籠池証人 その辺のあたりは御相談申し上げておりません。

○枝野委員 百万円のお話について食い違っている、これは反対側の当事者に国会へ来ていただいて両方からお話を聞くしかないと思うんですけれども、証人の側の認識している事実関係、私払いをした、理事長室ですかね、校長室ですかね、お二人だけになった。私払いをしたのは、つまり席を外してくださいと言ったのはどなたですか。

か。

○籠池証人 昭恵夫人でございまして。

○枝野委員 それから、寄附のことは昭恵さんが黙っていてという趣旨のことを言ったという証言をされているんですが、それはその場でおっしゃられたんですか。

○籠池証人 講演会が終わりまして、お車でお帰りになりました。そして、私がお見送りをしまして職員室に帰りましたとき、その間、五分間か六分間後ぐらいですかね、お電話をいただいで、その旨を承りました。

○枝野委員 黙っていてという話については、理由を聞かれたりとかされなかつたんですか。

○籠池証人 私自身で、そういうことなんだろうなと、やはり内閣総理大臣でいらつしやる御主人からということになるという問題も多かろうなというふうな思つて、そのように推察させていただきます。

○枝野委員 不思議なことなんです、一部の評論家と称する方たちが口をそろえて同じことを数日前から言っています、この百万円は籠池さんの側が講演料として、お礼としてお渡ししようとしたんだけれども、昭恵さんがそれは結構ですとお断りになったので、だからその分を寄附に充てたんだというふうなことをおっしゃっている方がいるんですけれども、そういうことではないですか。まさに偽証罪の担保がついていますから、本当のことを言ってください。

○籠池証人 事実は小説よりも奇なりであります。私が申し上げていることが正しゅうございませぬ。

○枝野委員 それから、昭恵さんにその場で渡した十万円と称するのは、このときだけですか。それから、ほかの機会には昭恵さんに、お世話になつていましてお金を渡したりとかそういうことではないですか。

○籠池証人 はい、ございませぬ。

○枝野委員 それからも一つ、これも聞いておかなきゃいけません、稲田大臣との関係なんですか。

が、稲田大臣は、あくまでも顧問契約の相手方は、つまり森友学園と顧問契約を結んでいたのは配偶者の方である、夫の方であるということをおっしゃっているんですが、籠池さんの認識はどうですか。

○籠池証人 私は弁護士でも何でもないのでわからないんですが、稲田事務所と顧問契約をしておりますということは、その事務所に所在する弁護士さんと契約をしているものというふうな認識をいたしておりました。

○枝野委員 例えば顧問契約を結ぶときに稲田夫妻の弁護士事務所、法律事務所に行かれたりと思つていますが、そのときに対応されていたのは稲田大臣の配偶者の方お一人でしたか、それとも夫婦お二人そろつてでしたか、それとも稲田大臣とでしたか。

○籠池証人 当初は、稲田大臣も一緒、当時は稲田朋美先生ですね、と御主人であつた龍示先生、そしてもう一方の先生と一緒に対応していただいております。

○枝野委員 これも大事なことなんです、つまり、籠池証人は、稲田当時弁護士の事務所、夫の方だけではなくて稲田朋美弁護士とも同席のもと、つまり御主人、配偶者の方と一緒においになつていくわけですね。それは場所は稲田さんの法律事務所でしょうか。

○籠池証人 はい、そのとおりでございませぬ。

○枝野委員 それから、稲田さんの配偶者の方、夫の方との話なんです、これもびつくりしたんですが、二〇一六年、平成二十八年、去年の一月にこの小学校の問題を相談された先ほど証言されているんですが、そんなことがあつたんですか。

○籠池証人 ちょうど近畿財務局の定期借地が始まりまして、ちょうど航空局の方の私どもが立てかえておりました一億三千万円、土地改良費ですが、これがなかなか返つてこなかつたわけでありまして、そのことについて、近畿財務局の職員と航空局の職員とそして私どもで稲田龍示先生の事

務所で会いました。

○枝野委員 さすがにそれは稲田龍示弁護士、だけです。ね。

○籠池証人 はい、もちろんそうです。

○枝野委員 これはお答えいただけないのかも、しれないんですが、私も、校舎の建設費の見積もりという費用が三つあるというのは大変不思議な、おかしなことだと思っておるんですが、一番最初の発言、参議院での発言で、設計士の助言でという趣旨のことをおっしゃいました。この設計士というのはどの設計士ですか。

○籠池証人 キアラ総合設計の設計士であります。松本さんだっと思ひます。

○枝野委員 さて、お答えをせひいただきたいんですが、なぜ三種類つくとそのキアラはおっしゃったか、そのとき聞いていませんか。

○籠池証人 恐れ入ります、ちよつと、刑事訴訟を受けるおそれがあるということですので、控えさせていただきます。

○枝野委員 では、稲田大臣に戻りたいんですが、稲田大臣が弁護士時代に弁論期に出席したいわゆるポータウン福祉会事件、これの法廷に出ていたということなんですが、それ以外に稲田大臣やあるいはその夫の方が森友学園の代理人となつた裁判はありますか。

○籠池証人 あります。私どもの塚本幼稚園の旧園舎にありましたところに担保が入つておりまして、銀行の。その担保を抜いていただくような調停というんですかね、調停をしていただくことがあります。

○枝野委員 時間のようなんですが、残念ながら籠池証人のおっしゃっていることとほかの方がおっしゃっていることとが食い違っていますので、同じような条件でそうした方にお話をいたしたい、籠池証人のおっしゃったことが正しいのか、そうではないのかということをご正しくおっしゃっていただくと、それが我々の責任だと思つています。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。時間が短いので、短く端的にお答えをいただきます。

○籠池証人 はい、間違いございません。

○宮本(岳)委員 安倍昭恵さんにお願ひしたら、谷查恵子さんを通じて、財務本省の国有財産管理室長からの回答を得たというファクスが来ている。このときの室長さんというのは、田村嘉啓さんという方が既にこの室長になっておられるわけですが、あなたは、三月の十一日に深いところからもごみが大量に出たと、昨年ですね、十五日に上京して、本省の理財局そして国有財産管理室長と面会をされたと思うんですが、そのときの審理室長は田村嘉啓さんではなかったですか。

○籠池証人 申しわけないんですが、ちよつとそのときの方の名前を忘れておりますので、申しわけありません。きつと、同じ年次でありますので、同じ方ではないかと思ひます。

○宮本(岳)委員 再確認いたします。国有財産管理室長という肩書の方と三月の十五日にお会いになりましたか。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○濱田委員長 これにて枝野君の発言は終了いたしました。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。時間が短いので、短く端的にお答えをいただきます。

○籠池証人 はい、間違いございません。

○宮本(岳)委員 安倍昭恵さんにお願ひしたら、谷查恵子さんを通じて、財務本省の国有財産管理室長からの回答を得たというファクスが来ている。このときの室長さんというのは、田村嘉啓さんという方が既にこの室長になっておられるわけですが、あなたは、三月の十一日に深いところからもごみが大量に出たと、昨年ですね、十五日に上京して、本省の理財局そして国有財産管理室長と面会をされたと思うんですが、そのときの審理室長は田村嘉啓さんではなかったですか。

○籠池証人 申しわけないんですが、ちよつとそのときの方の名前を忘れておりますので、申しわけありません。きつと、同じ年次でありますので、同じ方ではないかと思ひます。

○宮本(岳)委員 再確認いたします。国有財産管理室長という肩書の方と三月の十五日にお会いになりましたか。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○籠池証人 はい、お会いしました。

ども、このファクスを見せていただくと、国有財産管理室長から回答を得ました、こういう言葉がこの中に書かれてございます。間違いございません。

○籠池証人 はい、間違いございません。

○宮本(岳)委員 安倍昭恵さんにお願ひしたら、谷查恵子さんを通じて、財務本省の国有財産管理室長からの回答を得たというファクスが来ている。このときの室長さんというのは、田村嘉啓さんという方が既にこの室長になっておられるわけですが、あなたは、三月の十一日に深いところからもごみが大量に出たと、昨年ですね、十五日に上京して、本省の理財局そして国有財産管理室長と面会をされたと思うんですが、そのときの審理室長は田村嘉啓さんではなかったですか。

○籠池証人 申しわけないんですが、ちよつとそのときの方の名前を忘れておりますので、申しわけありません。きつと、同じ年次でありますので、同じ方ではないかと思ひます。

○宮本(岳)委員 再確認いたします。国有財産管理室長という肩書の方と三月の十五日にお会いになりましたか。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこのときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の方、田村さんでございます。そうして、このやりとりがあったと。

問題があるよなと当然思つたわけでありまして。そうしますと、少なくとも二百七十万の半分ぐらい、直観的に半分ぐらいと私は思つたんですけれども、そのぐらいになるだろうなと私は思つておりました。ただ、それでそのまま定期借地をするのであれば、もしかして一年間また開校がずれるようなことになる大変なことなので、購入をした方がいいのではないかなというふうにご考えたということですか。

○宮本(岳)委員 あなたは先ほど、午前中の参議院での答弁でも、このときから財務省が前向きに動いていると。非常に、生活ごみが出てきてから、だあつと前向きに動いているということを感じたというふうにおっしゃいました。

これは、一体どういう力がそこに働いたというふうにお感じになりますか。

○籠池証人 私は、そのときは神風が吹いたかなというふうにお感じしたということですから、何らかの見えない力が働いたのではないかなと思ひました。

○宮本(岳)委員 二〇一五年の十月、十一月ごろ、定期借地の期限延長を申し入れたら、それはなかなかその御期待に沿えませんでしたという答えを出した審理室長、ここに、地中深くから出てきたということをかけ合いに行つたわけですね。そうしたら、その後一気に物事が売買の方向で動いたというの、私は、そこに何らかの力が、政治の力が働いたというふうにお感じですか。

それで、小学校設置の認可についても少しお伺いしたいと思います。

先ほど、梶原元議員というお名前も出されました。参議院では、東徹参議院議員、鴻池祥肇議員、北川イッセイ議員、柳本卓治議員とお名前を挙げられました。いずれも参議院議員の方でありますけれども、これは、参議院だったので参議院議員だけを挙げたということではなくて、それ以外に衆議院の政治家が、衆議院議員がいらっしゃるということではありませんか。

○籠池証人 いや、そんなことはありません。

○籠池証人 いや、そんなことはありません。

○籠池証人 いや、そんなことはありません。

○籠池証人 いや、そんなことはありません。

○籠池証人 いや、そんなことはありません。

○籠池証人 いや、そんなことはありません。

○籠池証人 いや、そんなことはありません。

○籠池証人 いや、そんなことはありません。

○籠池証人 いや、そんなことはありません。

○籠池証人 いや、そんなことはありません。

○籠池証人 いや、そんなことはありません。

○籠池証人 いや、そんなことはありません。

○籠池証人 いや、そんなことはありません。

○籠池証人 いや、そんなことはありません。

○宮本(岳)委員 このときにさまざまな政治家の方々が、例えば、先ほど、東徹さんが認可基準の引き下げにどういう役割を果たしたか、どういふことをお願いしたかということもお話がありました。鴻池さんは私たちも一定存じ上げておるわけですが、北川イツセイさん、柳本卓治さんにどのようなことをお願いになりましたか。

○籠池証人 北川イツセイ国土副大臣その当時でございましたが、有害ごみが、有害土地がありまして、それを私どもの方で取り除きました。そのとき一億三千万かかりましたけれども、それは立てかえ払いで我々が払うことになりました。それが、国の方は、年間予算でありましたので、また予算化しないといけないということでありましたので、これはまた一年ずれるわと思つてしまつたんです。これはおかしんじゃないですかと。国の方の責任で、国の方が本来は、国民の場合でしたら、売り手がきれいに、そして買い手が買うという形なのに、国の土地の場合は、買い手の方がきれいに、その後でお金を払つてくれという。おかしんじゃないですかというふうなことを申し上げまして、早くお金を返してくださというふうな話をさせていた、だいたということであります。それで、すぐお返しした、だいたということでありました。

柳本先生につきましては、近畿財務局長の方にちよつと言葉がけをしていただいたと。どのような内容だったかなというふうにあつ、そうですね、たしか、財務局の対応の仕方が非常に敏捷性がありませんでしたので、早く物事を進めてほしいという話をさせていた、だいたということですよ。

○宮本(岳)委員 一億三千万の有益費の支払いをめぐつては、先ほど、稲田龍示弁護士事務所で財務省それから航空局の担当者とおつたという証言が出ました。

それぞれ、この財務局、航空局の職員のお名前、覚えておられますか。

○籠池証人 近畿財務局は池田さんですね。航空局は安地さんという方だつたと思つています。その上

席に課長さんがいらつしやいましたが、ちよつとお名前は欠落しました。

○宮本(岳)委員 その安地さんと、そしてその上席の方と、そして稲田弁護士と森友学園側がお会いになつたということですよ。

○籠池証人 近畿財務局の池田さんと、その部下の方もともどもということでした。

○宮本(岳)委員 私学の認可をめぐつては、既に二〇一四年十二月の私学審で継続審議となつた後、翌年一月の条件つき認可相当。この間に豊中市選出の中川隆弘大阪府会議員にあなたがお願いをして問い合わせたということが報じられておりまして、御本人も認めております。

そういう事実でございますか。

○籠池証人 中川先生につきましては、松浦防府市長さんの方の紹介で、御自身とごじつこんだから、ちよつと会つた方がいんじゃないのということでしたので、お会いさせていた、だいたということだけのことであります。

○宮本(岳)委員 また維新の党の方にかかわることですが、実は、大阪市の記録票を見ますと、塚本幼稚園に隣接する新北野公園の植樹や花壇の整備をめぐつて、今からちよつと五年前に地域住民、大阪市とトラブルがございました。二〇一二年二月二十一日に大阪市の公園事務所の職員が塚本事務所に説明に上がったときに、途中からは大阪市会議員二名が同席をして、そして、あなたの立場に立つて大阪市にさまざまな物を言つたということが記録されております。

これは、そのことをお願いしましたか、事実ですか。

○籠池証人 同じ淀川区選出の議員と隣の東淀川選出の議員がお越しになつて対応していただいたことは事実です。

○宮本(岳)委員 まだまだ疑念は尽きません。徹底した審議、調査を求めたいと思つています。

以上で終わります。

○浜田委員長 これにて宮本君の発言は終了いたしました。

次に、下地幹郎君。

○下地委員 籠池証人に、午前中の証人の発言の中で、松井知事とは会つたこともない、松井知事に働きかけをしたこともないというふうな証言を聞いていますけれども、そのとおりですか。

○籠池証人 私の方から直接自分の口を通じてさせていた、だいたことはありません。

○下地委員 証人がおつしやっていた鼻先生、尊敬なされて、いろいろと動かれたという先生がいますけれども、鼻先生を通して松井知事と接触したり、松井知事と会つてきたことを証人が報告を受けたり、こういうこともありませんか。

○籠池証人 お話は何つたことがありますか。

○下地委員 どんな内容ですか。

○籠池証人 学校のことを話したとつたとか、いろいろということでございます。その具体的な内容というのは、非常に抽象的でございますから、具体的にはこんなもんやということとはございせんでしたが、何となくわかるような雰囲気でございます。

○下地委員 いや、これは大事なことなんので、抽象的に一般的な話をしたのか、鼻先生が大阪府まで行つてちゃんとお話を、その許可、認可について便宜を図つてくれというようなことを言つたのか。これは非常に大事なことです。

きょう、大阪府でもこの審議会をやつて、この問題について、一切、私だけではなくて私学審議会のメンバー全員が、何の働きかけも政治家からはなかつた、認可においてそういうことはなかつたと言つて、認可においてそういうことはなかつたと言つて、政治家が審議会に圧力をかけたりその口ききをした、政治者が審議会に圧力をかけた、私たちはちゃんと基準の中でこれを条件つき認可したんだというふうなことを言つて、私たちがちゃんと、そのことについてどう思われますか。

○籠池証人 それは今だから言えることなんだろうと思つています。

もう既にその時期に、私学審議会に対して、事務局である大阪府、そしてその中心であります松井一郎知事の方からの御意向がやはり私学審議会に圧力となつてあつたのではないかと私は推察しております。

○下地委員 圧力という今おつしやつて、この具体的な、証人が今この場でおつしやつて、この具体的な内容について、証人、答えられるんですか。

○籠池証人 この二月の八日からの事柄で、私学審議会の方に物事が移つてまいりました。国有地の方から、私どもの方に。そうしましたときに、松井知事の方がぶら下がりをするわけですね。行政の担当課がやつている、我々と話しておりますことと、それを担当課と話をしまして書類を出します。その後、やはりこれは私学審議会には通らないんじゃないか、私学審議会に通るためには土を全て出さないとけないんじゃないかとかいふふうな観測を当然上げていらつしやいました。

その上げていらつしやるといふことは、現職の知事でありましたので、それは当然私学審議会には大きな圧力になつたんだというふうに思つています。

○下地委員 あのね、証人、違つたんです。私が言つて、これは、条件つき認可の段階の話をしている。今、取り消しの話をしているのではないんです。

その条件つき認可をやるときに、この委員長は、政治的な背景はなかつたというふうなことを言つて、私だけではなくて私学審議会のメンバー全員が、何の働きかけも政治家からはなかつた、認可においてそういうことはなかつたと言つて、認可においてそういうことはなかつたと言つて、政治家が審議会に圧力をかけた、私たちはちゃんと基準の中でこれを条件つき認可したんだというふうなことを言つて、私たちがちゃんと、そのことについてどう思われますか。

○籠池証人 条件つき認可になつたときには、政治的な背景はあつたと思つています。

○下地委員 具体的に話してください。これは偽証の疑いもありますから、どうぞ具体的に話してください、どういふ認可があつたか。これはしっかり申し上げてもらわないと困りますよ。

○籠池証人 当時の近畿財務局の土地を定期借地

するという方向が一緒に進んでいました。定期借地をいたします前に私学審議会の答申が出ないと、それは定期借地もできないということでありました。ということは、やはり近畿財務局の方から大阪府に働きかけましたでしょうし、大阪府の方がまた近畿財務局に問い合わせをしたというふうに思えます。その中身の中で、お国の方の中でいろいろな事柄が渦巻いて、そして大阪府の私学審議会に、条件つきでありましたも認可妥当という話になっていったんではなからうかと私は思っております。

○下地委員 あなたの話は全く意味不明ですね。これは、大阪府は、新しい制度をつくって、幼稚園をやられている方でもその小学校をつくれるという新しい規制緩和をしたんです。それが専門学校でも全部できるようになったんです。あなたに対して、教育の熱心なあなたに対して枠を広げたいんです。それでこの制度はスタートしたんです。

そのときに、今言ったようなような働きかけがあったというようなことであれば、もっと具体的に言われたいと、今の発言によって逆に、この委員長が今言った、審議会に一切政治的圧力がなくて、四つの条件を満たして、そして土地を最終的に去年の六月の二十日にあなたが買って、借地じゃなくてちゃんと買上げるといふことをやって、最後の認可をできるかどうかを交渉していったわけです。見ていたわけです。しかし、そのときにこういうふうな問題が出てきたから、松井知事の方は判断を保留すると言っているわけでありまして、しかも、三つの地域に違う建設の工事請負金額を出して、それについても訴訟の段階になるから話せないと言っているようなものを今認可できないじゃないですか。

しかし、あのときは、しっかりとあなたに頑張ってもらいたいということで、審議会は、それは見守りながらやっていたということのようにも言ってきたわけですから、それを、簡単に今のような発言をして、政治が本当に介入したというの

を具体的に言わなければ、これは大変なことになりますよ。これをぜひ、もう一回答えてください。これはしっかりと言わないと偽証にもなりまして、私も、政治的にも非常に大きな発言だといつて、やりますよ、これは。

○籠池証人 本来、私学審議会というのは三月の二十三日か四日ぐらいに開かれるものでありまして、二月の二十三日でしたか四日でしたか、開かれることになりましたのは、臨時審議会ということでありました。(下地委員)その段階の話じゃないの。その段階の話じゃない、私が申し上げているのは「呼ぶ」。

○浜田委員長 どうぞ、答弁を続けてください。○籠池証人 はい。ですから、臨時審議会が設けられたということ自身が本来あってはならないというか、スムーズにいけば、もうそのまま三月の本来の審議会で認可ということがあったらいいというふうなことであったわけです。

○下地委員 証人、こういうふうな状況になって、私学審議会が、この国有地の払い下げの問題とか、今の四つの条件の問題がありますよね、工事の請負金額の締結状況とか、寄附金の受け入れ状況とか、カリキュラムの問題とか。そういうのを全部精査してあなたに最終的な認可を与えるというのが大阪府の考え、大阪府の審議会の考えなんです。

しかし、それが今できないような状況になっていることを、松井さんがはしごを外したというんじゃないかと、松井さんはあなたが学校ができるようにはしごをかけて、はしごから落ちたのはあなた自身なんです。はしごを外したんじゃないんです。あなたが自分で、みずからがはしごから落ちたんです。その認識をしっかりと持たなきゃだめだということを一点申し上げたい。

それと……(発言する者あり)静かに聞きなさいよ。それと、もう一つなんですけれども、この安倍晋三記念小学院という寄附がありますけれども、あなたも、あなたが衆議院議員時代にやっ

たということでありましたけれども、総理になってもこれをやられているじゃないですか。総理になっても二年半以上これを集めている。

午前中は短い時間だけだと言っておりますけれども、これは偽証でもあるし、総理の名前を使ってお金を集めるということも詐欺にも当たりますよ。これは、さつき午前中に参議院で言ったことは間違いないんですか。その短い時間だけ、その衆議院のわずかな時間だけしかやっていないということも間違いないかどうか。違う答弁をしておればこれは偽証罪でもあるし、これはお金を集めていますから詐欺にもなりますけれども、もう一回この答弁をしてください。

○籠池証人 もう一度おっしゃっていただけませんか。

○浜田委員長 下地君、時間が来ておりますので、短く願います。

○下地委員 五カ月とかいうわずかな時間というものが、衆議院時代のものだけじゃなくて、総理になられても、あなたは、この安倍晋三小学記念館というので集めているという事実があるんじゃないですか。しかし、今の午前中の答弁だと、間違いなくあなたは偽証であり、そして詐欺になりますよ。それは今修正した方がいいんじゃないかと僕は言っているんです。

○籠池証人 済みません、今のは質問でしょうか。(下地委員「質問です」と呼ぶ)

○浜田委員長 籠池証人、どうぞ答弁願います。簡潔に願います。

○籠池証人 安倍晋三記念小学院というものを起こそうと思っております。そして、大阪府の方に認可を申請したのは平成二十五年だったと思います。したがって、大阪府に認可を出す前の段階でもう既に安倍晋三先生の方からお断りいただいておりますので、安倍晋三記念小学院という名前は使っておりません。

○浜田委員長 下地君、時間が来ております。

○下地委員 この事実がはつきりすれば、きょう答弁したことがあなたにとつて、いかに人生に

とつて重い言葉になるかがわかると思いますが、ありがとございました。

○浜田委員長 これにて下地君の発言は終了いたしました。

以上をもちまして籠池証人に対する尋問は終了いたしました。

証人及び補佐人は御退席くださって結構でございます。

本日は、これにて散会いたします。
午後四時五十七分散会

平成二十九年三月二十九日印刷

平成二十九年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K